

## ○国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校編入学 規程

平成28年4月1日付け28水機本第80401018号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校学則（28水機本第80401018号。以下「学則」という。）第19条の規定に基づく編入学について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「大学等」とは、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「水大校」という。）及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第9条第1項の規定により解散した独立行政法人水産大学校並びに独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）の規定に基づく水産大学校（旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）の規定に基づく水産大学校を含む。）又は修業年限4年以上の大学若しくは大学校（水大校を除く。）をいう。

### (編入学の許可)

第3条 大学等の卒業生及び卒業見込者であって、水大校に編入学を志願する者があるときは、志望学科に欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

### (編入学の志願)

第4条 編入学を志願する者は、所定の入学願書・健康診断書に最終大学等の卒業証明書又は卒業見込証明書並びに成績証明書を添え、1月20日から2月10日までの間に提出するものとする。

2 入学検定料は、別に指定する納入方法により納付し、その領収書を前項の入学願書に添付しなければならない。

### (選考)

第5条 編入学についての選考は、共通教育科目のうち水大校が指定する外国語系分野の科目、共通基礎科目、水産一般科目及び小論文について実施する学力検査の成績並びに及び健康状態等を教授会において審査して行う。ただし、水大校（独立行政法人水産大学校及び農林水産省組織令の規定に基づく水産大学校を含む。）卒業生及び卒業見込者には、学力検査を免除することがある。

(入学試験科目等の通知)

第6条 入学試験の科目、期日及び場所は、編入学を志願する者に通知する。

(入学年次)

第7条 編入学を許可された者の入学年次は、3年次とする。

(既修得共通教育科目の単位)

第8条 編入学を許可された者が大学等において既に修得した共通教育科目の単位は、水大校の卒業認定に必要な当該科目の単位として認める。

(既修得専門教育科目の単位)

第9条 編入学を許可された者が、大学等において当該入学学科と同等の専門教育科目単位を修得している場合には、教授会の議を経て、既得単位として認定することがある。この場合、所定の既得単位認定申請書を、3年次の始めから2週間以内に校長に提出しなければならない。なお、実習、調査及び卒業論文については、既得単位を認めない。

(卒業証書)

第10条 編入学を許可された者が水大校に休学期間を除き2年以上在学し、水産大学校履修規程(28水機本第80401018号。以下「履修規程」という。)別表2及び別表4に従い、講座外実習及び調査の単位を含めて各学科所定の単位を修得したときは、卒業証書を授与する。

(在学期間)

第11条 編入学を許可された者の在学期間は、学則第10条の規定にかかわらず、4年を超えることができない。

(その他)

第12条 編入学を許可された者については、この規程に定めるもののほか、当該者の属する年次の在学者に係る学則及び履修規程を適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。